

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 長寿社会課

法令名	介護保険法			法令番号	平成9年法律第123号		
手続名	指定居宅サービス事業者の指定の更新			根拠条項	第70条の2		
審査基準	(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第70条の2						
	(2) 介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）第114条～126条						
	(3) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）						
	(4) 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について （平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）						
受付機関	長寿社会課	処理機関	長寿社会課	交付機関	長寿社会課	標準処理期間（閉庁日を 含めない）	目次 No.
						標準経由期間	